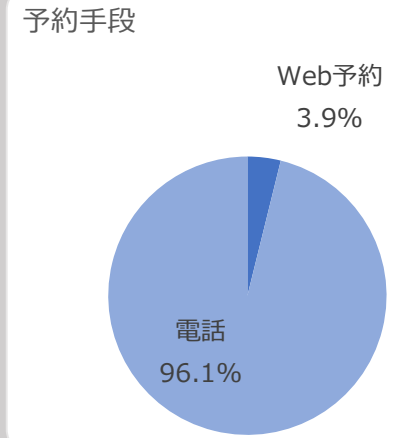
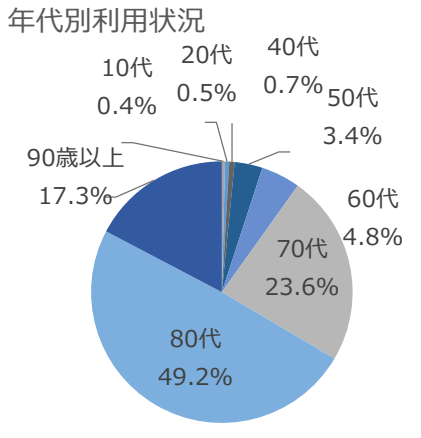
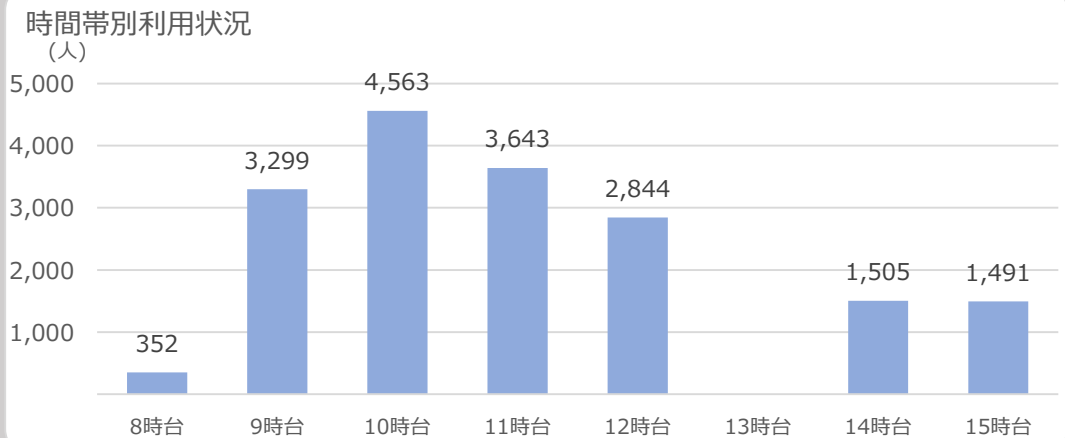
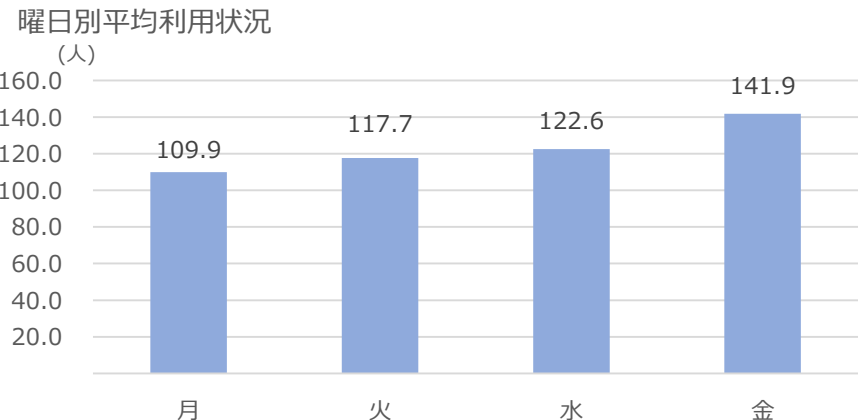
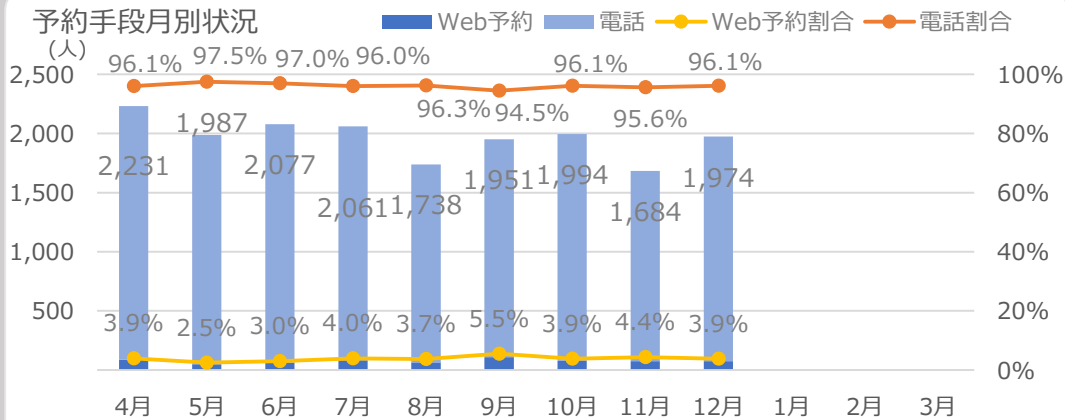


年間利用状況

2025年12月時点

【資料1】

2025年度
利用人数
17,697人



備考



デマンド（予約）型乗合タクシー 月別1日平均利用者数

1 月別1日平均

令和元年度

運行月	H31.04	R01.05	R01.06	R01.07	R01.08	R01.09	R01.10	R01.11	R01.12	R02.01	R02.02	R02.03	合計
利用者数	2,472人	2,328人	2,494人	2,862人	2,189人	2,534人	2,606人	2,513人	2,619人	2,164人	2,135人	2,014人	28,930人
運行日数	16日	15日	16日	18日	14日	15日	16日	16日	16日	16日	15日	14日	188日
1日当り	154.5人	155.2人	155.9人	159.0人	156.4人	168.9人	162.9人	157.1人	163.7人	144.3人	152.5人	118.5人	153.9人
1台当り	11.9人	11.9人	12.0人	12.2人	12.0人	13.0人	12.5人	12.1人	12.6人	11.1人	11.7人	9.1人	11.8人

令和2年度

運行月	R02.04	R02.05	R02.06	R02.07	R02.08	R02.09	R02.10	R02.11	R02.12	R03.01	R03.02	R03.03	合計
利用者数	1,758人	1,776人	2,264人	2,295人	1,873人	2,039人	2,354人	1,987人	2,081人	1,449人	1,779人	2,131人	23,786人
運行日数	16日	14日	18日	17日	15日	16日	17日	15日	16日	13日	15日	19日	191日
1日当り	109.9人	126.9人	125.8人	135.0人	124.9人	127.4人	138.5人	132.5人	130.1人	111.5人	118.6人	112.2人	124.5人
※前年比	71.1%	81.7%	80.7%	84.9%	79.9%	75.4%	85.0%	84.3%	79.5%	77.3%	77.8%	94.7%	80.9%
1台当り	8.5人	9.8人	9.7人	10.4人	9.6人	9.8人	10.7人	10.2人	10.0人	8.6人	9.1人	8.6人	9.6人

令和3年度

運行月	R03.04	R03.05	R03.06	R03.07	R03.08	R03.09	R03.10	R03.11	R03.12	R04.01	R04.02	R04.03	合計
利用者数	2,102人	1,734人	2,167人	2,080人	2,050人	2,165人	2,417人	2,363人	2,265人	1,579人	1,812人	2,259人	24,993人
運行日数	17日	14日	18日	16日	16日	20日	21日	20日	16日	13日	14日	17日	202日
1日当り	123.6人	123.9人	120.4人	130.0人	128.1人	108.3人	115.1人	118.2人	141.6人	121.5人	129.4人	132.9人	123.7人
※前年比	112.5%	97.6%	95.7%	96.3%	102.6%	84.9%	83.1%	89.2%	108.8%	109.0%	109.1%	118.5%	99.4%
1台当り	9.5人	9.5人	9.3人	10.0人	9.9人	8.3人	8.9人	9.1人	10.9人	9.3人	10.0人	10.2人	9.5人

令和4年度

運行月	R04.04	R04.05	R04.06	R04.07	R04.08	R04.09	R04.10	R04.11	R04.12	R05.01	R05.02	R05.03	合計
利用者数	2,096人	2,122人	2,251人	2,197人	2,338人	2,114人	2,114人	2,202人	2,355人	1,606人	1,897人	2,159人	25,451人
運行日数	16日	16日	16日	16日	18日	15日	16日	17日	16日	14日	16日	17日	193日
1日当り	131.0人	132.6人	140.7人	137.3人	129.9人	140.9人	132.1人	129.5人	147.2人	114.7人	118.6人	127.0人	131.9人
※前年比	105.9%	107.1%	116.9%	105.6%	101.4%	130.2%	114.8%	109.6%	104.0%	94.4%	91.6%	95.6%	106.6%
1台当り	10.1人	10.2人	10.8人	10.6人	10.0人	10.8人	10.2人	10.0人	11.3人	8.8人	9.1人	9.8人	10.1人

令和5年度

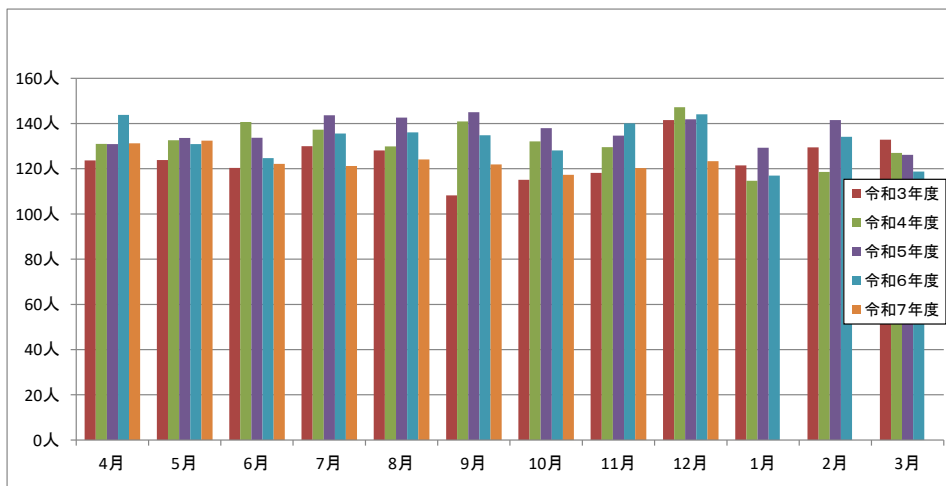
運行月	R05.04	R05.05	R05.06	R05.07	R05.08	R05.09	R05.10	R05.11	R05.12	R06.01	R06.02	R06.03	合計
利用者数	2,094人	2,271人	2,273人	2,299人	2,140人	2,320人	2,345人	2,155人	2,270人	1,940人	1,982人	2,019人	26,108人
運行日数	16日	17日	17日	16日	15日	16日	17日	16日	16日	15日	14日	16日	191日
1日当り	130.9人	133.6人	133.7人	143.7人	142.7人	145.0人	137.9人	134.7人	141.9人	129.3人	141.6人	126.2人	136.7人
※前年比	99.9%	100.7%	95.0%	104.6%	109.8%	102.9%	104.4%	104.0%	96.4%	112.7%	119.4%	99.4%	103.7%
1台当り	10.1人	10.3人	10.3人	11.1人	11.0人	11.2人	10.6人	10.4人	10.9人	9.9人	10.9人	9.7人	10.5人

令和6年度

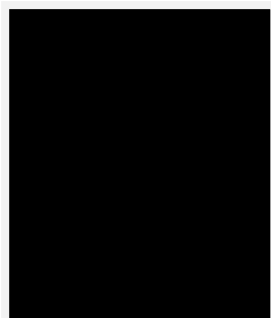
運行月	R06.04	R06.05	R06.06	R06.07	R06.08	R06.09	R06.10	R06.11	R06.12	R07.01	R07.02	R07.03	合計
利用者数	2,301人	2,094人	1,996人	2,440人	1,905人	2,022人	2,178人	2,242人	2,305人	1,755人	1,878人	2,138人	25,254人
運行日数	16日	16日	16日	18日	14日	15日	17日	16日	16日	15日	14日	18日	191日
1日当り	143.8人	130.9人	124.8人	135.6人	136.1人	134.8人	128.1人	140.1人	144.1人	117.0人	134.1人	118.8人	132.2人
※前年比	109.9%	98.0%	93.3%	94.3%	95.4%	93.0%	92.9%	104.0%	101.5%	90.5%	94.8%	94.1%	96.7%
1台当り	11.1人	10.1人	9.6人	10.4人	10.5人	10.4人	9.9人	10.8人	11.1人	9.0人	10.3人	9.1人	10.2人

令和7年度

運行月	R07.04	R07.05	R07.06	R07.07	R07.08	R07.09	R07.10	R07.11	R07.12	R08.01	R08.02	R08.03	合計
利用者数	2,231人	1,987人	2,077人	2,061人	1,738人	1,951人	1,994人	1,684人	1,974人				17,697人
運行日数	17日	15日	17日	17日	14日	16日	17日	14日	16日				143日
1日当り	131.2人	132.5人	122.2人	121.2人	124.1人	121.9人	117.3人	120.3人	123.4人				123.8人
※前年比	91.3%	101.2%	97.9%	89.4%	91.2%	90.5%	91.6%	85.8%	85.6%	#####	#####	#####	93.6%
1台当り	10.1人	10.2人	9.4人	9.3人	9.5人	9.4人	9.0人	9.3人	9.5人				9.5人




デマンド型乗合タクシー1,000回以上利用者表彰名簿

	様（山南町）	1,103回
	様（氷上町）	1,043回
	様（青垣町）	1,034回
	様（市島町）	1,029回
	様（柏原町）	1,028回
	様（柏原町）	1,013回

デマンド型乗合タクシー1,000日以上勤務者表彰名簿

・通算1,000日以上勤務ドライバー

	様（氷上交通）	1,162日
	様（氷上交通）	1,063日

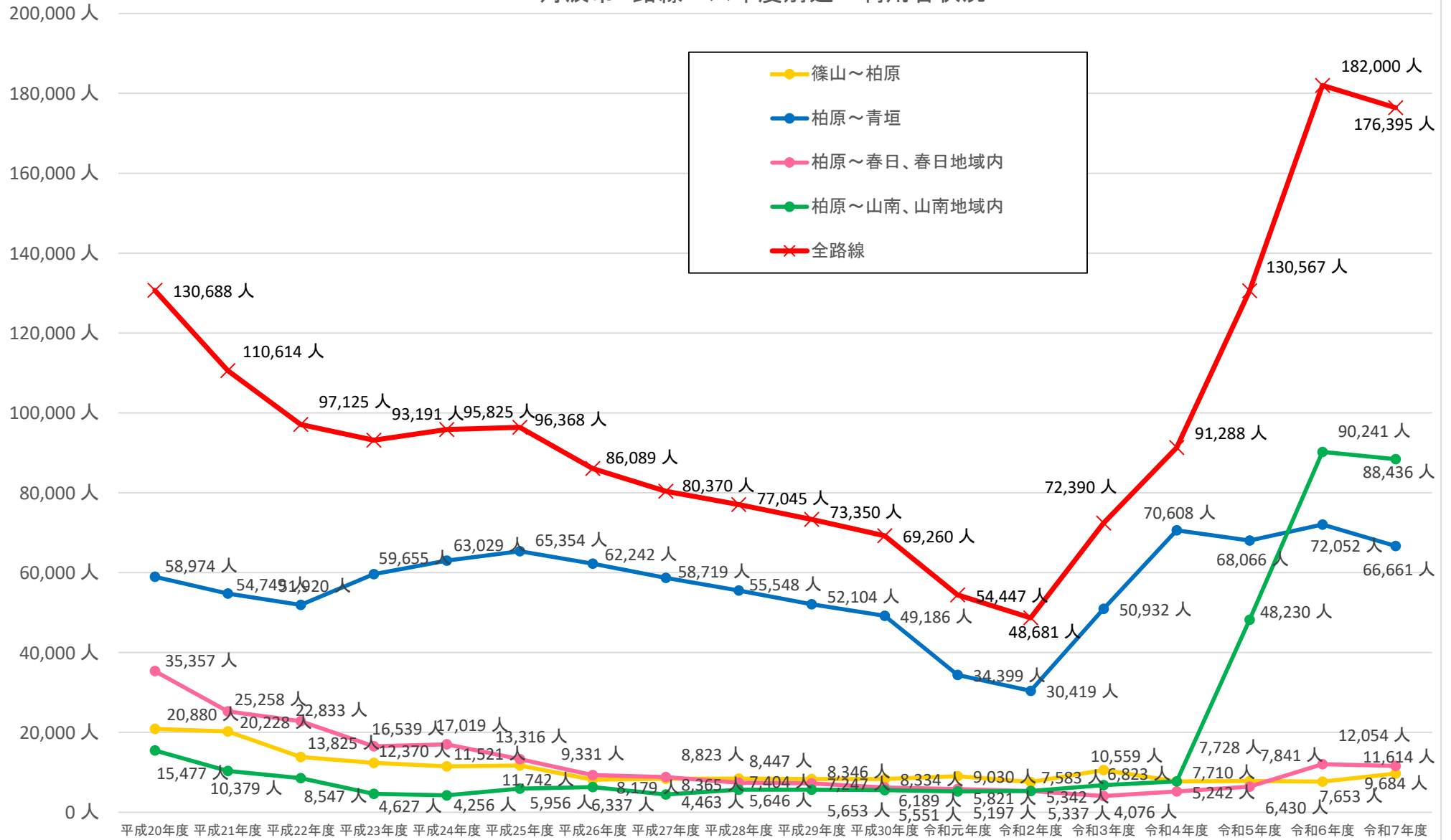
・通算1,000日以上勤務オペレーター

該当者なし

回数及び日数は令和7年12月末時点

【資料3】

丹波市 路線バス年度別延べ利用者状況



丹波市路線バス 年度別延べ利用者数

路線区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	
	H19.10～H20.09	H20.10～H21.09	H21.10～H22.09	H22.10～H23.09	H23.10～H24.09	H24.10～H25.09	H25.10～H26.09	H26.10～H27.09	H27.10～H28.09	H28.10～H29.09	H29.10～H30.09	H30.10～R01.09	R01.10～R02.09	R2.10～R3.09	R3.10～R4.09	R4.10～R5.09	R5.10～R6.09	R6.10～R7.09		
篠山～柏原 (丹波篠山市内～柏原駅)	20,880 人	20,228 人	13,825 人	12,370 人	11,521 人	11,742 人	8,179 人	8,365 人	8,447 人	8,346 人	8,334 人	9,030 人	7,583 人	10,559 人	7,728 人	7,841 人	7,653 人	9,684 人		
前年度との増減		-652 人 3.1%減	-6,403 人 31.7%減	-1,455 人 10.5%減	-849 人 6.9%減	221 人 1.9%増	-3,563 人 30.3%減	186 人 2.3%増	82 人 1.0%増	-101 人 1.2%減	-12 人 0.1%減	696 人 8.4%増	-1,447 人 16.0%減	2,976 人 39.2%増	-2,831 人 26.8%減	113 人 1.5%増	-188 人 2.4%減	2,031 人 26.5%増		
柏原～青垣 (柏原駅～佐治・大名草上)	58,974 人	54,749 人	51,920 人	59,655 人	63,029 人	65,354 人	62,242 人	58,719 人	55,548 人	52,104 人	49,186 人	34,399 人	30,419 人	50,932 人	70,608 人	68,066 人	72,052 人	66,661 人		
前年度との増減		-4,225 人 7.2%減	-2,829 人 5.2%減	7,735 人 14.9%増	3,374 人 5.7%増	2,325 人 3.7%増	-3,112 人 4.8%減	-3,523 人 5.7%減	-3,171 人 5.4%減	-3,444 人 6.2%減	-2,918 人 5.6%減	-14,787 人 30.1%減	-3,980 人 11.6%減	20,513 人 67.4%増	19,676 人 38.6%増	-2,542 人 3.6%減	3,986 人 5.9%増	-5,391 人 7.5%減		
柏原～春日、春日地域内 (柏原駅～野瀬、黒井駅～野瀬)	35,357 人	25,258 人	22,833 人	16,539 人	17,019 人	13,316 人	9,331 人	8,823 人	7,404 人	7,247 人	6,189 人	5,821 人	5,337 人	4,076 人	5,242 人	6,430 人	12,054 人	11,614 人		
前年度との増減		-10,099 人 28.6%減	-2,425 人 9.6%減	-6,294 人 27.6%減	480 人 2.9%増	-3,703 人 21.8%減	-3,985 人 29.9%減	-508 人 5.4%減	-1,419 人 16.1%減	-157 人 2.1%減	-1,058 人 14.6%減	-368 人 5.9%減	-484 人 8.3%減	-1,261 人 23.6%減	1,166 人 28.6%増	1,188 人 22.7%増	5,624 人 87.5%増	-440 人 3.7%減		
柏原～山南、山南地域内 (柏原駅～谷川駅、草部・坂原～谷川駅)	15,477 人	10,379 人	8,547 人	4,627 人	4,256 人	5,956 人	6,337 人	4,463 人	5,646 人	5,653 人	5,551 人	5,197 人	5,342 人	6,823 人	7,710 人	48,230 人	90,241 人	88,436 人		
前年度との増減		-5,098 人 32.9%減	-1,832 人 17.7%減	-3,920 人 45.9%減	-371 人 8.0%減	1,700 人 39.9%増	381 人 6.4%増	-1,874 人 29.6%減	1,183 人 26.5%増	7 人 0.1%増	-102 人 1.8%減	-354 人 6.4%減	145 人 2.8%増	1,481 人 27.7%増	887 人 13.0%増	40,520 人 525.6%増	42,011 人 87.1%増	-1,805 人 2.0%減		
合計	130,688 人	110,614 人	97,125 人	93,191 人	95,825 人	96,368 人	86,089 人	80,370 人	77,045 人	73,350 人	69,260 人	54,447 人	48,681 人	72,390 人	91,288 人	130,567 人	182,000 人	176,395 人		
前年度との増減		-20,074 人 15.4%減	-13,489 人 12.2%減	-3,934 人 4.1%減	2,634 人 2.8%増	543 人 0.6%増	-10,279 人 10.7%減	-5,719 人 6.6%減	-3,325 人 4.1%減	-3,695 人 4.8%減	-4,090 人 5.6%減	-14,813 人 21.4%減	-5,766 人 10.6%減	23,709 人 48.7%増	18,898 人 26.1%増	39,279 人 43.0%増	51,433 人 39.4%増	-5,605 人 3.1%減		
地域公共交通会議 設置	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
地域公共交通活性化協議会 設置			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
地域公共交通総合連携計画 策定			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
小型低床車両の導入					○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	柏原～青垣
デマンドと連携したダイヤ改正					○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	全路線
バス停新設(大規模店舗等)					○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	柏原～青垣
バス停名称変更(美術館)					○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	柏原～青垣
バス停位置変更(柏原病院)					○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	柏原～青垣
「てくてくたんぼ」発行					○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	全路線
バス停周辺200mチラシ配布					○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	全路線
永上西高向けダイヤ改正					○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	柏原～青垣
バス停「市役所」へ集約						○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	柏原～青垣
バス車内の装飾						○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	柏原～青垣
バス停「佐治」への終点化							○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	柏原～青垣
春日・青垣・山南の3路線再編												○	→	→	→	→	→	→	→	全路線
バス停新設(丹波医療センター)												○	→	→	→	→	→	→	→	全路線
路線延伸・バス停新設(山南～沼貫)												○	→	→	→	→	→	→	→	柏原～山南
柏原病院線廃止												○	→	→	→	→	→	→	→	柏原
NicoPa購入助成												○	→	→	→	→	→	→	→	丹波市民対象
通学定期券購入補助												○	→	→	→	→	→	→	→	丹波市民対象
中型ノンステップバスの導入													○	→	→	→	→	→	→	全路線
市島地域～医療センター路線社会実験																○	→	→	→	市島～医療センター
佐治～大名草上間延伸															○	→	→	→	→	柏原～青垣
山南統合中学校通学支援															○	→	→	→	→	柏原～山南
丹波市地域公共交通計画 策定															○	→	→	→	→	公共交通計画
春日・市島地域～医療センター路線社会実験																	○	○	○	春日・市島～医療センター
丹波市人口(4.1時点)	71,217	70,404	69,753	69,333	68,705	68,706	67,958	67,248	66,539	65,810	65,145	64,380	63,659	62,939	62,152	61,364	60,581	59,699		

(注) 各年度の集計期間は、前年10月1日から当年9月30日まで

J R加古川線利用促進の取組について（報告）

1 JR加古川線（西脇市駅～谷川駅間）利用促進協議会の取組み

丹波市、西脇市、丹波県民局、北播磨県民局で構成する団体

（1）ラッピング列車によるPR

車両に丹波市で発見された「丹波竜」や、西脇市のオリジナルデザイン「西脇チェック」など地域特色を活かしたラッピングと、丹波市、西脇市のマスコットキャラクターをあしらった特製ヘッドマークを掲出し地域の魅力を発信し、利用促を行っています。

■運行期間：令和7年11月23日（日）～令和8年9月末頃まで

■運行区間：JR加古川線（加古川駅～谷川駅間）

■対象車両：125系1編成（1両）



（2）恐竜AR×加古川線検定の実施

■実施期間：令和7年12月21日（日）～令和8年3月31日（火）

■恐竜ARスポット：6か所

【ちーたん文庫（谷川駅）、久下村駅、たんば恐竜博物館（最寄り駅：久下村駅）、あつまっ亭（最寄り駅：黒田庄駅）、テラ・ドーム（最寄り駅：日本へそ公園駅）、西脇市駅待合室】

■応募期間中（2月末）までにXのJR加古川線（西脇市駅～谷川駅間）利用促進協議会公式アカウントに「#加古川線と恐竜」と写真、撮影場所を投稿すると抽選で賞品が当たる

■恐竜&加古川線検定

恐竜ARと同時期に実施中、問題は計10個で、回答後にそれぞれ解説があり、恐竜や加古川線への理解を深めることができる。



(3) 新聞折込での啓発

PRチラシ(市民向け利用補助案内等)を新聞の折込広告にて利用促進を図った。

- 実施時期：2月6日(金)朝刊(6社)
- 対象地域：西脇市、丹波市
- 実施世帯数：2.2万世帯

令和7年度版 JR加古川線(西脇市駅~谷川駅間)
利用補助制度のご紹介

学生(中学生以上)に対する通学定期券購入補助

通学定期券を購入する西脇市または丹波市に在籍の学生に西脇市駅~谷川駅間の購入費に相当する額を**全額補助**

定期券の補助対象期間は今年度末(3/31)までです!

通勤定期券購入補助

通勤定期券を購入する西脇市または丹波市に在籍の方で西脇市駅~谷川駅間の購入費に相当する額を**全額補助**

加古川線団体利用乗車券購入補助

9名以上でJR加古川線を往復する場合は鉄道運賃の一部を助成(西脇市駅~谷川駅間の区間を往復する行程であることが条件となります。)

参加者1人あたり上限**1,000円**(小人数が適用される場合は500円)

補助対象区間: 西脇市駅 ~ 谷川駅

詳しくは 加古川線利用補助

西脇市 都市経営部 まちづくり課 ☎0795-22-3111(内線)

丹波市 企画とまちづくり推進課 ☎0795-88-5360

特別号 JR加古川線(西脇市駅~谷川駅間) 利用促進協議会 2026年吉日発行

注目 加古川線! 元気もりの新聞

平均通勤人数(輸送密度)の推移

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
通勤定期券利用者数(人)	215	207	275	293	350	350

今後とも加古川線の利用が大切です!

西脇市駅~谷川駅間は、万博期間中の線間時間短縮の増便や駅間マルシェなど数多くの利用促進施策が実施されました。多くの方が「行ってみよう!」「乗ってみたい!」と行動した結果、利用者が大きく増えました! 今後ぜひ、継続した加古川線のご利用をおねがいします。

イベント開催!

新しい取組にも挑戦!

地域住民が主権した取組!

リレーマルシェを続々開催!

現在実施中!

2 沿線関係者との連携

(1) 実施した事業等

1) 「もっと乗ろうやない会」

11月8日(土) 15:00~16:30 山南住民センター

- 2) JR 加古川線リレーマルシェ×空飛ぶランタン
11月22日(土) 16:30~20:00 日本へそ公園駅周辺
- 3) 谷川昼市
12月6日(土) 10:30~15:30 谷川駅周辺
ランタン祭りも同日夕方久下村駅周辺で開催

3 その他の活動

- (1) JRローカル線の存続に向けた支援に係る要望活動及び意見交換会
 - 日時: 令和8年1月29日(木)
 - 相手方: 国土交通省
 - 参集者: 兵庫県・沿線10市町の首長及び議長等

【資料5】

令和8年度
丹波市地域公共交通活性化協議会 予算（案）

歳入合計	71,531,000円
歳出合計	71,531,000円
差引残高	0円

歳入

(単位 円)

款	項	目	前年度	当年度	比較増減	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	68,313,000	71,095,000	2,782,000	丹波市から
2 補助金	1 補助金	1 補助金	733,000	400,000	-333,000	地域公共交通確保維持改善事業補助
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	36,000	36,000	0	「てくてくたんば広告料」 @18,000円×2社
計			69,082,000	71,531,000	2,449,000	

歳出

(単位 円)

款	項	目	前年度	当年度	比較増減	説明
1 運営費	1 事務費	1 事務費	65,000	65,000	0	事務用品費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	69,017,000	71,466,000	2,449,000	乗合タクシー運行費 (前年度) 45,309,000 (当年度) 48,325,000 (増減) 3,016,000 デマンド予約センター運営費 (前年度) 20,304,000 (当年度) 19,672,000 (増減) -632,000 利用促進啓発費 (前年度) 2,671,000 (当年度) 3,069,000 (増減) 398,000 地域公共交通確保維持改善事業補助 (前年度) 733,000 (当年度) 400,000 (増減) -333,000
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
計			69,082,000	71,531,000	2,449,000	

令和8年度 丹波市地域公共交通活性化協議会 支出予算見積り資料

款	項	目	予算額	説明				
1	運営費	1 事務費	65,000	事務費(概算 手数料・使用料ほか) 計 65,000円				
2	事業費	1 事業費	71,466,000	デマンド(予約)型乗合タクシー運行費 経費 54,824,640 - 運賃 7,000,000 = 47,824,640円 任意保険格差是正 500,000円 計 48,324,640円 ↓ 48,325,000円				
				デマンド予約センター運営費 オペレーター賃金(5名分) 7,475,580円 オペレーター交通費(5名分) 418,800円 オペレーター社会保険料(5名分) 96,935円 オペレーター福利厚生(健康診断5名分) 50,000円 事務所費(指導監督費) 960,000円 商工会事務経費 2,200,000円 警備保障(12ヵ月分) 125,400円 光熱水費(電気代) 360,000円 オペレーター用駐車料金(5台分) 72,000円 消耗品費(概算) 100,000円 備品購入費(概算) 100,000円 機器等修繕費(概算) 100,000円 デマンドシステム利用料 3,432,000円 デマンドシステム車載器通信料 1,029,600円 デマンドシステムPC電子証明書利用料 52,800円 デマンドシステム保守対応料 462,000円 デマンドセンターIP電話代(13台分:建技) 480,000円 ドライバー携帯電話代 436,800円 フリーダイヤル電話代(市-OP間業務連絡用) 216,000円 プロバイダー利用料(朝日ネット) 43,560円 回数券印刷代(3,000冊)2年に1回印刷(次回はR9) 0円 回数券補てん金(300円×2,000冊分) 600,000円 回数券補てん金(200円×500冊分) 100,000円 電子マネー決済機 月額固定料 497,640円 電子マネー決済機 決済手数料補てん 154,054円 電子マネー決済機 レシート用紙代 2年に1回発注(次回はR9) 0円 口座振込手数料(電子マネー会社→運行会社への入金) 31,680円 電子マネー運賃振込手数料 7,920円 現金運賃振込手数料 68,640円 計 19,671,409円 ↓ 19,672,000円				
				利用促進啓発費 「てくてくたんば」作製費(年1回 30,000部) 2,438,400円 3月(ダイヤ改正時)全戸配布郵送料 51,600円 「てくてくたんば」HP用データ更新費用 99,000円 啓発用事務用品費(ロール紙他概算) 100,000円 レンタル車両代(半日、6回分) 19,800円 OP配布時レンタル車両燃料代(50L) 8,500円 カラープリンタートナー(4色それぞれ3本分) 264,000円 色用紙代(A4、500枚入り50冊) 51,535円 その他利用促進啓発費 36,000円 計 3,068,835円 ↓ 3,069,000円				
				地域公共交通確保維持改善事業補助 柏原駅~大名草上間フィーダー補助(国庫1/2) 400,000円 計 400,000円 ↓ 400,000円				
				3	予備費	1 予備費	0	
				計			71,531,000	

丹波市地域公共交通活性化協議会

てくてくたんば広告掲載取扱要領の一部改正について

1. 改正内容

同一申込者が申込みことができる広告枠を「1枠」から「2枠まで」に改正する。

2. 改正理由

広告枠の上限を2枠までに緩和することにより、広告主は最大2枠分のスペースを活用して効果的な広告掲載が可能になる。また、広告掲載料は冊子製作の財源の一部に充てており、財源確保にもつながることから改正する。

3. 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（広告掲載の申込み等）</p> <p>第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、丹波市公共交通ガイドてくてくたんば広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に広告の原稿を添えて、広告募集申込期限までに協議会会長に提出するものとする。</p> <p>2 同一申込者が申込みことができる広告は、1号につき<u>1枠</u>とする。</p>	<p>（広告掲載の申込み等）</p> <p>第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、丹波市公共交通ガイドてくてくたんば広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に広告の原稿を添えて、広告募集申込期限までに協議会会長に提出するものとする。</p> <p>2 同一申込者が申込みことができる広告は、1号につき<u>2枠まで</u>とする。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月29日から施行する。 <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

○丹波市地域公共交通活性化協議会てくてくたんば広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が発行する丹波市公共交通ガイドてくてくたんば（以下「てくてくたんば」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 てくてくたんばに掲載できる広告は、利用者に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 風紀上好ましくないとと思われる表現のあるもの又は風紀上好ましくないとと思われる施設等の営業に関するもの
 - イ 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの
 - ウ 広告の目的が詐欺的なものと認められるもの又は正当な取引とは認められないもの
 - エ 広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のもの
 - オ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるもの
 - カ 表現が誇大で事実と異なるもの
- (3) 人権侵害、差別等を助長することとなるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性を有するもの
- (5) 社会問題についての主義、主張等に係るもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) あたかも協議会が推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか丹波市地域公共交通活性化協議会会長（以下「協議会会長」という。）がてくてくたんばに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告を掲載できる者)

第3条 広告を掲載できる者は、企業、事業者及び団体とする。ただし、次に掲げる者は、広告を掲載することができない。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者
- (2) その他広告を表示することが適当でないと認める者

(広告の大きさ等)

第4条 広告の大きさは、縦30ミリメートル、横80ミリメートルとし、「広告」の字句を挿入する。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載に係る募集は、期間を定めて市ホームページ、広報紙等において行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、丹波市公

公共交通ガイドてくてくたんば広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に広告の原稿を添えて、広告募集申込期限までに協議会会長に提出するものとする。

- 2 同一申込者が申込みことができる広告は、1号につき1枠とする。
（広告掲載の決定等）

第7条 協議会会長は、前条に規定する申込書を受理したときは、当該広告又は申込者が第2条、第3条各号に該当するか審査し、本条各号に掲げる順の優先順位に基づき掲載の可否を決定し、丹波市公共交通ガイドてくてくたんば広告掲載（不掲載）決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、当該申込者に通知するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (2) 申込書の提出日が早いもの
- (3) 同日に複数の申込みがあった場合にあっては、協議会により抽選を行って選ばれたもの

- 2 協議会会長は、申込者から提出された広告の原稿に修正の必要があると認めたとときは、広告の掲載を決定するまでに修正を求めることができる。

- 3 広告を掲載する位置については、協議会会長が決定するものとする。
（広告原稿の提出）

第8条 前条の規定により掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、協議会会長が指定した期日までに広告の原稿を電子記録媒体で提出するものとする。

（広告掲載料）

第9条 1枠当たりの広告掲載料は、18,000円とする。

- 2 広告主は、協議会会長の指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。ただし、協議会会長が特別の理由があると認めたとときは、この限りでない。なお、指定する期日までに広告掲載料を支払わない場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

（広告内容の変更等）

第10条 広告主は、次に掲げる理由により広告の内容を変更しようとするときは速やかに協議会会長に届け出るものとする。ただし、てくてくたんば作成の都合上変更できない場合がある。

- (1) 掲載決定を受けた広告を差し替えるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか申込書又は申込書に添付した書類の内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し）

第11条 協議会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害に対して、協議会は、その責任を負わない。また、納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料を還付できるものとする。

- (1) 広告主が、指定された期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (2) 広告内容が第2条各号のいずれかに該当すると認めたととき。
- (3) 広告主が第3条各号のいずれかに該当すると認めたととき。

(4) 前各号に掲げるもののほか協議会会長が特に広告の掲載を取り消す必要があると認めたとき。

2 協議会会長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、丹波市公共交通ガイドてくてくたんば広告掲載取消通知書により当該広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを協議会会長に対して保障するものとする。

3 広告主は、広告に関連して第三者から損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議会会長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この要領は、令和2年10月29日より施行する。